

岡崎市競争入札参加者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡崎市の競争入札に参加する資格を有すると認められた者のうちから競争入札に参加できる者の資格の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 設計業務等 建設工事に関する設計、監理、調査、企画、立案及び測量をいう。
- (3) 物品購入 物品の購入、製造、修繕、改造及び売払い並びに印刷製本費に係るものをいう。
- (4) 業務委託 前各号に掲げるもの以外の委託をいう。
- (5) 岡崎市発注基準 入札参加者審査委員会により定める、競争入札の参加条件を決定するにあたり、予定価格に応じた入札参加者の資格条件の定めをいう。

(適用する競争入札)

第3条 適用する競争入札は、総務部契約課において執行する、建設工事、設計業務等、業務委託、及び物品購入の一般競争又は指名競争入札とする。

(建設工事の一般競争入札参加資格)

第4条 建設工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格条件は、次に掲げる事項により、必要に応じて定めるものとする。

- (1) 建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可区分
- (2) 岡崎市入札参加資格審査要領第8条に基づく岡崎市総合評定値。又は、建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果通知書における総合評定値
- (3) 建設業法上の主たる営業所の所在地又は契約を締結する営業所等の所在地
- (4) 当該契約に必要な技術者等の資格
- (5) 同種建設工事の施工実績
- (6) その他必要な事項

(設計業務等、業務委託及び物品購入の一般競争入札参加資格)

第5条 設計業務等、業務委託及び物品購入に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格条件は、次に掲げる事項により、必要に応じて定めるものとする。

- (1) 岡崎市入札参加資格審査要領第8条に基づく設計業務等に係る岡崎市評定値
- (2) 主たる営業所の所在地又は契約を締結する営業所等の所在地
- (3) 当該契約に必要な技術者等の資格
- (4) 同種案件の実績
- (5) その他必要な事項

(指名競争入札指名基準)

第6条 指名競争入札に参加する者に必要な、指名の基準等資格条件は、次に掲げる事項による。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営及び信用状況
- (3) 工事成績
- (4) 手持ち既契約の状況
- (5) 地域的特性
- (6) 技術的適性又は業務履行能力等
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉及び障害者雇用等の状況
- (9) 地域貢献の状況

(指名の定数)

第7条 指名競争入札参加資格者の定数は、原則として次に掲げる区分によるものとする。ただし、案件の特殊性等から次の表の数に満たない場合は、この限りでない。

設計金額又は予定金額		選定数
3億円以上		12人
1億円以上	3億円未満	10人
7,000万円以上	1億円未満	9人
3,000万円以上	7,000万円未満	8人
1,000万円以上	3,000万円未満	6人
200万円以上	1,000万円未満	5人
100万円以上	200万円未満	4人
	100万円未満	3人

- 2 前項の規定にかかわらず真にやむを得ない場合は、選定数を超えて指名することができる。ただし、選定数は12人を最大とする。
- 3 前項の規定に基づき選定数を超えて指名することができる場合は、市内事業者を選定数の範囲内で指名する場合に限ることとし、市外又は準市内事業者の選定数は第1項で規定する選定数を超えない範囲に限ることとする。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 岡崎市工事指名競争入札参加者指名要領（平成9年1月1日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。